

**【表紙】**

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成26年 8月22日
【会社名】	エレマテック株式会社
【英訳名】	Elematec Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役会長 櫻井 恵
【本店の所在の場所】	東京都港区三田三丁目 5番27号
【電話番号】	03 ( 3454 ) 3526
【事務連絡者氏名】	取締役副社長執行役員 磯上 篤生
【最寄りの連絡場所】	東京都港区三田三丁目 5番27号 住友不動産三田ツインビル西館25階
【電話番号】	03 ( 3454 ) 3526
【事務連絡者氏名】	取締役副社長執行役員 磯上 篤生
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2番 1号)

## 1【提出理由】

当社は、平成26年8月22日開催の取締役会において、平成26年12月1日（予定）を効力発生日として、当社を吸収合併存続会社、株式会社トムキを吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本合併」といいます。）を行う決議をし、同日付で合併契約書を締結いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第7号の3の規定に基づき、臨時報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

### （1）当該吸収合併の相手会社についての事項

商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	株式会社トムキ
本店の所在地	東京都文京区本駒込二丁目29番24号
代表者の氏名	代表取締役 蓑川 攻
資本金の額	150百万円（平成26年3月31日現在）
純資産の額	22百万円（平成26年3月31日現在）
総資産の額	1,479百万円（平成26年3月31日現在）
事業の内容	各種電子部品・半導体製品の販売

最近3年間に終了した各事業年度の売上高、営業利益、経常利益及び純利益

（単位：百万円）

事業年度	平成24年3月期	平成25年3月期	平成26年3月期
売上高	4,512	3,666	3,343
営業利益又は営業損失（ ）	8	61	128
経常利益又は経常損失（ ）	5	57	124
当期純利益又は当期純損失（ ）	169	60	157

（注）株式会社トムキは、本合併の効力発生に先立って、新たに普通株式96万株を発行する予定であり、豊田通商株式会社はかかる発行株式の全てを引き受けることを予定しております（払込金額の総額は480百万円、増加する資本金及び資本準備金の額はそれぞれ240百万円）。これは、株式会社トムキの純資産の充実を図るものであります。なお、株式会社トムキは、当該普通株式の発行の効力発生を停止条件として、当該普通株式の発行の効力発生日と同日を効力発生日とする資本金の額の減少を行うことを予定しております（減少する資本金の額は240百万円）。

大株主の名称及び発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合

豊田通商株式会社 100%

（注）当社は、豊田通商株式会社から、本合併の効力発生に先立って、株式会社トムキの発行済株式の全て（株式会社トムキが本合併の効力発生に先立って発行する普通株式96万株を含む。）を取得し、同社を当社の完全子会社とすることを予定しております。

提出会社との間の資本関係、人的関係及び取引関係

資本関係	当社及び株式会社トムキはともに豊田通商株式会社の連結子会社です。 なお、当社及び株式会社トムキの間には記載すべき資本関係はありません。
人的関係	豊田通商株式会社の常務執行役員岡本康氏は、当社社及び株式会社トムキの取締役を兼任しております。
取引関係	当社及び株式会社トムキの間には記載すべき取引関係はありません。

（注）当社は、豊田通商株式会社から、本合併の効力発生に先立って、株式会社トムキの発行済株式の全て（株式会社トムキが本合併の効力発生に先立って発行する普通株式96万株を含む。）を取得し、同社を当社の完全子会社とすることを予定しております。

### （2）当該吸収合併の目的

当社は、昭和22年4月に電気絶縁材料等の販売を目的に「高千穂電気株式会社」として設立された独立系工

レクトロニクス商社で、現在は、液晶、携帯電話、TV向け等のカスタマイズした電気・電子材料等の販売を行っております。顧客数5,000社、仕入先数4,000社と幅広い営業基盤を持ち、国内外59拠点のネットワークを生かし、日本国内及び中国アジア地域を主としつつ、北米及び東欧でもビジネスを展開しております。

また、平成21年10月に、従来手薄であった関西系顧客をメインとする大西電気株式会社との合併により「エレマテック株式会社」に社名変更し、更には、自動車業界向けビジネスを強化する為に、平成23年8月に豊田通商株式会社と資本業務提携契約を締結し、そのグループ企業となることで、経営基盤をより強固なものに固めております。

一方、株式会社トムキは、昭和31年10月に東京無線器材株式会社として設立され、平成2年8月に株式会社トーマンの子会社となり、平成17年10月に社名変更を行い、平成18年4月に豊田通商株式会社の子会社となっております。

設立以来、電子部品の販売商社として、継続して、受動部品を中心に半導体、周辺機器商品も加えたソリューションを主に日本国内の産業機器業界向けに提供しております。

直近事業年度においては、国内需要の低迷等の理由により、赤字を計上しておりますが、販売費及び一般管理費の抑制等を行うことで、効率化を推進し、現在は、収益状況は好転しております。

この度、今後の需要の増大が見込まれる産業機器業界への業容拡大を図ることを目的に、豊田通商株式会社からその保有する株式会社トムキの発行済普通株式の全てを取得して株式会社トムキを当社の完全子会社とした上で、当社を吸収合併存続会社、株式会社トムキを吸収合併消滅会社とする本合併を行うことといたしました。

本取引後、当社は、株式会社トムキの顧客に電気・電子材料等の販売を行うことに加え、株式会社トムキの取扱商材を当社顧客に販売することでシナジー創出を図ってまいります。また、当社は、エレクトロニクス関連の材料及び部品をグローバルに提供する電気材料商社として、顧客基盤を拡充し取扱商品とサービスを多様化することでお客様のニーズへの対応力を向上させ、合わせてより効率的な経営を行うことで収益の拡大を図ってまいります。

(3) 当該吸収合併の方法、吸収合併に係る割当ての内容、その他の吸収合併契約の内容

吸収合併の方法

当社を吸収合併存続会社とする吸収合併方式で、株式会社トムキは解散いたします。

吸収合併に係る割当ての内容

本合併による新株式の発行及び資本金の増加並びに合併交付金の支払いはありません。なお、当社は、豊田通商株式会社から、本合併の効力発生に先立って、株式会社トムキの発行済株式の全て(株式会社トムキが本合併の効力発生に先立って発行する普通株式96万株を含む。)を取得し、同社を当社の完全子会社とすることを予定しております。

その他の吸収合併契約の内容

平成26年8月22日に締結した吸収合併契約の内容は、後記の「合併契約書(写)」のとおりであります。

(4) 吸収合併に係る割当ての内容の算定根拠

該当事項はありません。

(5) 当該吸収合併の後の吸収合併存続会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	エレマテック株式会社
本店の所在地	東京都港区三田三丁目5番27号
代表者の氏名	代表取締役会長 櫻井 恵
資本金の額	2,142百万円(平成26年3月31日現在)
純資産の額	現時点では確定していません。
総資産の額	現時点では確定していません。
事業の内容	電気材料、電子部品、機構部品等の販売、輸出入及び加工

## 合併契約書（写）

エレマテック株式会社(以下「甲」という。 )と株式会社トムキ(以下「乙」という。 )とは、以下のとおり合併契約(以下「本契約」という。 )を締結する。

### 第1条（合併の方法）

- 1 甲及び乙は、本契約の規定に従い、甲を吸収合併存続会社、乙を吸収合併消滅会社として吸収合併の方法により合併する(以下「本合併」という。 )。
- 2 本合併に係る甲及び乙の商号及び住所は、以下の各号に定めるとおりである。
  - (1) 甲  
商号：エレマテック株式会社  
住所：東京都港区三田三丁目5番27号
  - (2) 乙  
商号：株式会社トムキ  
住所：東京都文京区本駒込二丁目29番24号

### 第2条（本合併に際して交付する金銭等）

甲は、本効力発生日（第3条に定義される。 ）において、乙の全株式を保有することとなるので、本合併に際して、乙の株主に対して、その株式に代わる金銭等（甲の株式及び金銭を含む。 ）の交付を行わない。

### 第3条（本合併の効力発生日）

本合併がその効力を生ずる日(以下「本効力発生日」という。 )は、平成26年12月1日とする。ただし、本合併に係る手続進行上の必要性その他の事由によって必要となる場合には、甲及び乙が協議し合意の上、本効力発生日を変更することができる。

### 第4条（本合併の効力発生の条件）

本合併は、甲と豊田通商株式会社との間の平成26年8月22日付け株式譲渡契約に基づく乙の全株式の甲への譲渡（以下「本株式譲渡」という。 ）が完了していることを条件として、その効力を生ずるものとする。

### 第5条（資本金及び準備金の額）

本合併に際して甲の資本金及び資本準備金は増加しない。

### 第6条（合併承認株主総会）

- 1 甲は、会社法第796条第3項本文の規定により、本契約について同法第795条第1項に定める株主総会の承認を得ずに本合併を行う。ただし、会社法第796条第4項の規定に基づき株主総会の決議による本契約の承認が必要となった場合には、甲は、本効力発生日の前日までに、本契約の承認及び本合併に必要な事項に関する株主総会決議を行うものとする。
- 2 乙は、会社法第784条第1項の規定により、本契約について同法第783条第1項に定める株主総会の承認を得ずに本合併を行う。

### 第7条（会社財産の引継ぎ）

- 1 乙は、平成26年3月31日現在の乙の貸借対照表その他同日現在の計算書類を基礎とし、これに本効力発生日に至るまでの増減を加除した一切の資産、負債及び権利義務を本効力発生日において甲に引き継ぎ、甲はこれを承継する。
- 2 乙は、平成26年3月31日から本効力発生日に至るまでの乙の資産、負債及び権利義務の変動について、別に計算書を添付してその内容を甲に明示する。

### 第8条（従業員の処遇）

甲は、本効力発生日において、乙の従業員を、全て甲の従業員として引き継ぐものとし、当該従業員に関する契約関係及びその他の条件等については、甲及び乙が協議の上、合意により定めるものとする。

#### 第9条 (役員の退職慰労金)

乙は、本株式譲渡が完了していることを条件として、乙の取締役又は監査役のうち本合併後の甲の取締役又は監査役に就任しない者に対する退職慰労金を、あらかじめ甲乙協議し合意の上、乙の株主総会の決議(本株式譲渡の完了前に行うものとする。)に基づき、本効力発生日までに支払うものとする。

#### 第10条 (会社財産の管理)

甲及び乙は、本契約締結後から本効力発生日の前日までの間、善良なる管理者の注意をもって自己の業務の執行及び財産の管理・運営を行い、本契約に別途定めるものを除き、自己の資産内容、財産状態、経営成績、キャッシュフロー、事業又は将来収益計画(併せて、以下「資産内容等」と総称する。)に重大な影響を及ぼすおそれのある行為を行おうとする場合には、事前に相手方と協議の上、これを行うものとする。

#### 第11条 (誓約事項)

甲及び乙は、本契約締結後から本効力発生日の前日までの間に、本契約に別途定めるものを除き、自己の資産内容等に重大な影響を及ぼすおそれのある事象その他本合併の実行に重大な影響を及ぼすおそれのある事象が判明又は発生した場合には、相手方に対して、速やかに書面によりその旨及び当該事象の内容を通知しなければならないものとする。

#### 第12条 (本契約の効力)

本契約は、以下の各号に該当する場合には、その効力を失うものとする。

- (1) 甲において、会社法第796条第4項の規定に基づき株主総会の決議による本契約の承認が必要となった場合において、本効力発生日の前日までに、本契約の承認及び本合併に必要な事項に関する株主総会決議を行うことができなかったとき
- (2) 第9条に定める退職慰労金の支給に係る乙の株主総会の決議の効力が、本効力発生日の直前時において有効に存続していない場合
- (3) 第13条に従い本契約が解除された場合
- (4) 法令(金融商品取引所規則を含む。)上、本合併に関して要求される関係官庁(金融商品取引所を含む。)の承認等が得られないことが客観的に明らかとなった場合

#### 第13条 (本契約の変更及び合意解除)

甲及び乙は、本契約締結後から本効力発生日の前日までの間に、甲又は乙の何れかの資産内容等に重大な影響を及ぼす事象その他本合併の実行に重大な影響を及ぼす事象が判明又は発生した場合には、協議し合意の上、本契約の変更又は解除を行うことができるものとする。

#### 第14条 (準拠法及び裁判管轄)

- 1 本契約は、日本法に準拠し、日本法に従って解釈される。
- 2 本契約に関して甲及び乙の間に生じる一切の紛争の解決については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

#### 第15条 (協議事項)

本契約に規定のない事項、又は本契約の条項の解釈について疑義が生じた事項については、甲及び乙が誠実に協議の上、これを解決するものとする。

以上、本契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、甲及び乙がそれぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

平成26年8月22日

甲 東京都港区三田三丁目5番27号  
エレマテック株式会社  
代表取締役社長 加藤 潤

乙 東京都文京区本駒込二丁目29番24号  
株式会社トムキ  
代表取締役 蓑川 攻